

## 議員提出第五号議案

### 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書

国が地方自治体の仕事を細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるためのいわゆる地域主権第一次・第二次一括法が、昨年の通常国会で成立し、二九一項目にわたる第三次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっている。

一方、地方自治体は人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めているが、財源の乏しい中でもその多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなど厳しい財政運営を強いられており、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備などの重要課題についての財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっている。

また本来、地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革をめざすものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的な転換を進めていくものでなければならぬ。

よって、国会及び政府におかれては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、次の事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

- 一 移譲される権限の執行に必要となる財源措置を確実にを行い、かつ、移譲時に必要となる臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
  - 二 法改正に伴う都道府県から基礎自治体への円滑な権限移譲のため、政府は、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に事前に十分な情報提供を行うこと。
  - 三 移譲される権限の行使には、人員体制等も含め、各市町村単独での対応に課題を抱える場合も想定されるので、広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な対応を可能とすること。
  - 四 地方の自主性・裁量性を拡大し、地域の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを図るとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年三月二十九日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	野田佳彦殿
総務大臣及び	
内閣府特命担当大臣	川端達夫殿
(地域主権推進担当)	
財務大臣	安住淳殿